2　前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

放射線を照射した食品	放射線照射に関する事項	放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	第三条第二項の表の特定保健用食品の項に定める表示の方法を準用する。
	許可等を受けた表示の内容	
	栄養成分を含む。（関与成分を含む。）（以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量	
	一日当たりの摂取目安量	
	摂取の方法	
	摂取をする上での注意事項	
	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	
	関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあっては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養素等表示基準値に対する割合	
機能性表示食品	保存の方法	1　第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用する。 2　1の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないものにあっては、保存の方法の表示を省略することができる。
	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては当該注意事項	第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。
	機能性表示食品である旨	

科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性		
栄養成分の量及び熱量		1　栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。）の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。 2　1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。 3　1及び2に定めるほか、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の下欄に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一包装その他の一単位（以下この項において「一食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。
一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量		第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。
一日当たりの摂取目安量		
届出番号		
食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先		食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。
機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨		第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。
摂取の方法		
摂取をする上での注意事項		
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言		
調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては当該注意事項		
疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨		